

青色申告

蒲田会報

No. 795

令和3年

8月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職名	新（新幹部の方々）					旧（異動されたの方々）				
	氏名	転入前部署			氏名	転出後部署				
		部署名	課部門	職名		部署名	課部門	職名		
署長	黒滝典恵	課税一		統実官	轟智春	調査四	調査総括	課長		
副署長（法人担当）	大久保亮	杉並		指定特官（法人）	長野英征	福岡局調査		特官		
副署長（総務担当）	山本誠一	成田		副署長	小田桐忠良	緑		指定特官（所得）		
指定特官（総合）	河原幸生	留任			河原幸生	留任				
指定特官（開発）	磯忠彦	留任			磯忠彦	留任				
指定特官（法人）	加藤正一郎	甲府		副署長	田村正毅	横浜南		指定特官（所得）		
指定特官（源泉）	根津則克	日本橋		指定特官（源泉）	(新設)					
総務課長	永谷直寛	留任			永谷直寛	留任				
管理運営1統括官	山内清光	本所	管運1	統括官	森田周治	銚子	総務	課長		
管理運営2統括官	高尾章典	留任			高尾章典	留任				
管理運営3統括官	倉元美孝	鎌倉	管運3	統括官	池田弘美	ご退官				
徴収統括官	亀割康之	徴収	徴収	連調官	山本明	戸塚	徴収1	統括官		
個人課税1統括官	越前哲也	留任			越前哲也	留任				
個人課税2統括官	古場貴吉	豊島	個人3	統括官	高橋正樹	保土ヶ谷	個人2	統括官		
個人課税3統括官	中田和行	日野	個人3	統括官	山本洋之	蒲田	個人4	統括官		
個人課税4統括官	山本洋之	蒲田	個人3	統括官	吉田奈桜美	新宿	法人4	統括官		
個人課税5統括官	立木直美	本所	法人	連調官	(新設)					
審理専門官（個人）	友松政博	藤沢	個人審専	審専官	(新設)					
資産課税統括官	山本英樹	東京審判所		審査官	浜名文人	麻布	資産1	統括官		
課長補佐	児玉純	留任			児玉純	留任				
個人課税第一部門指導上席	長谷川豪郎	留任			長谷川豪郎	留任				

【会員募集中！お知り合いをご紹介します】

事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の受付開始

インボイス制度の導入

登録事業者になるようとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

- ☆ 登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと手続きがスムーズです。
- ☆ 個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ?

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



ワンポイント情報

インボイス制度の導入による影響について

適格請求書等保存方式の導入後は、買い手（課税事業者）が仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等と法定事項を記載した帳簿、両方の保存が必要になります。適格請求書等の交付がない取引は仕入税額控除の対象とすることができません（経過措置あり）。

◎売り手側

インボイス制度が導入されると、適格請求書等を発行できない免税事業者が課税事業者の取引相手から除かれることも想定されます。現在、免税事業者の方で、取引相手の多くが課税事業者である場合などには、みずから課税事業者となつて適格請求書発行事業者の登録を受けることも検討してください。なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をすると、課税売上金額にかかわらず、課税事業者として消費税の申告・納税義務が生じます。

課税事業者の方は、自動的に適格請求書発行事業者となるのではないため、令和5年3月31日の期限までに、適格請求書発行事業者の登録を忘れずに行ってください。

◎買い手側

取引の相手が適格請求書発行事業者ではない事業者（免税事業者など）のときは適格請求書等を受け取れませんので、その課税取引について仕入税額控除の対象とすることができなくなります。経過措置として、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等と法定事項を記載した帳簿、両方を保存しているときは、それらの課税仕入れ（国内取引に限定）について、次の表のとおり、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除することができます。

《適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについての経過措置》

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

※ご質問等ありましたら、事務局へお問合せください。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

[限度額] 2,000万円

[利率] 1.21% (2021年7月1日現在)

[融資対象]

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

[使 途] 事業資金（運転・設備資金）

[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2022年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ・法律相談・税務相談・労務相談
- 《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

都税だより

☆8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和3年8月31日(火)までにお納めください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税(スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)のご活用をお願いいたします。

☆耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

(1)昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

(2)昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分※、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

※住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

◇いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

「東京青色交通事故傷害保険(個人型・家族型)」の募集について

日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いする「東京青色交通事故傷害保険(個人型・家族型)」の新規加入の申込を受付けております。会員限定のため、団体割引等が適用される制度で、加入年令の制限はありません。

詳細につきましては、パンフレットをご準備しておりますので、事務局までお問合せさせていただきますよう、お願い申し上げます。

個人型	年間 1,000円/1口(最大10口まで)
家族型	年間 10,000円/1口(最大3口まで)

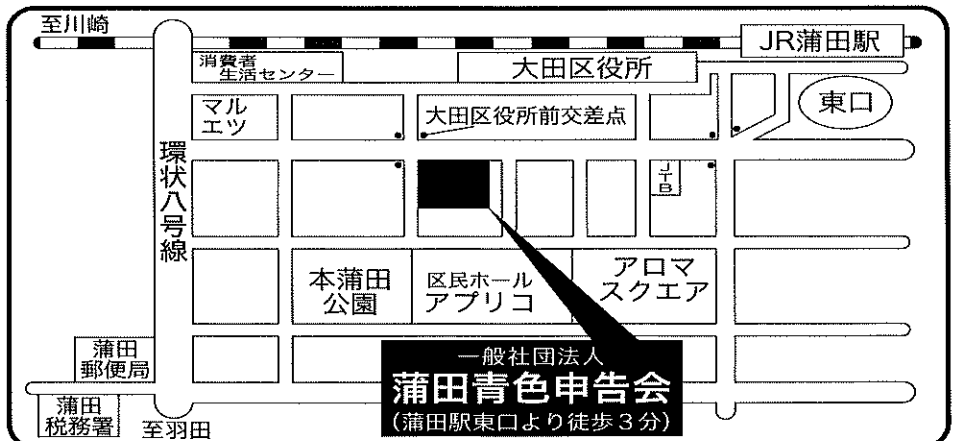
申込締切日：令和3年9月3日(金)

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



本年は、8月10日(火)〜13日(金)を夏季休業とし、事務局を閉めさせていただきます。

七月 事業報告

一日〜九日 源泉所得税上期指導会

一四日 執行部会

事務局